

松浦市監査委員公表第5号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況報告

子育て・こども課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>鷹島保育園関連用地借地料について、市と園との間で取り交わした覚書には、使用料の半額を4月末日までに市に支払うものとなっているが、所定の請求事務がなされていなかった。</p>	<p>請求事務の失念により生じていた未納の借地料については、園と協議のうえ、覚書に準じて2回に分けて納付していただくこととし、速やかな納付についてご協力をお願いしたところ、令和4年1月12日に全額納付されました。</p>